

外国につながる生徒の進路保障
～9回の「栃木県における外国人生徒の進路状況調査」から見える課題～

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター コーディネーター 鄭 安君

I はじめに

国籍に関係なく、日本に定住する外国人児童生徒は将来の日本社会を形成していく一員となる可能性が大きい。外国ルーツならでの学びや進路の課題があると考えられ、これらの課題について考察する必要がある。外国人生徒の高校進学率は、日本人生徒と比較して、かなり低いと指摘されているが、全国的な実態は不明なところが多く、地域差も大きいと考えられている。栃木県では、2000年代の初めにすでに400人を超える日本語支援が必要とする外国人児童生徒の存在が確認されているが、その高校進学について、長らく統括的な調査が行われていなかった。

栃木県における外国人生徒の進路調査を初めて試みたのは、2004～2010年に約6年間調査研究を行った宇都宮大学重点推進研究プロジェクトである。当プロジェクトは、2008年末に外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の教員を対象に、「栃木県外国人児童生徒在籍校調査」(以下、「在籍校調査」)を行い、外国人児童生徒教育の実態とともに、外国人生徒卒業生に進路状況について把握しようとした。しかし、「在籍校調査」は、「過去3年間の外国人生徒卒業生の進路状況」と設問し、3年間における教員の移動や調査時期などの課題も含めて、外国人生徒卒業生の進路状況を十分に把握することができなかった。

「在籍校調査」の課題を踏まえて、2011年3月に「栃木県外国人生徒進路状況調査」の第1回調査が行われた。2020年5月現在、「栃木県外国人生徒進路状況調査」はすでに10回の調査が行われて、9回目までの報告書が宇都宮大学国際学部研究論集などに発表・公開されている。本論は、この9回の「栃木県外国人生徒進路状況調査」で把握できた合計1,168人の外国人生徒の進路状況調査結果をまとめ、いくつかの先行研究の知見を加えて、外国人生徒の進路保障の課題について考察する。

本論の構成は以下となる。Iは本論の目的および概要を述べる。IIは文部科学省の「学校基本調査」および「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」の2つの調査結果をベースに日本全国および栃木県の日本語指導が必要な児童生徒の現状についてまとめる。IIIは9回の「栃木県外国人生徒進路状況調査」をベースに、1,168人の調査対象生徒の属性を整理したうえで、その進学率と進路先の特徴を考察する。IVは9回の「栃木県外国人生徒進路状況調査」で把握できた栃木県内の特別措置およびその他の柔軟性のある受検制度をまとめて、その利用状況について整理する。Vは「栃木県外国人生徒進路状況調査」で明らかになった栃木県内の外国人生徒の進学についての特徴的な事実を踏まえて、外国人生徒の進路保障の課題を考察し、いくつかの改善の展望について提起する。

なお、本論では、「外国人児童生徒」という言葉のほか、「外国につながる子ども」または「外国につながる生徒」という言葉も使用する。その理由は、ルーツが外国であっても、日本国籍を持つ子どもも少なくないからである。

II 外国につながる子どもの人数推移と現状

1 日本語指導が必要な外国人児童生徒

日本で教育を受けている外国籍の児童生徒の概況は、文部科学省の2つの調査から把握することができる。まず一つ目は「学校基本調査」である。「学校基本調査」は1948年より開始されたもので、幼稚園から大学までの各種学校を対象に毎年5月1日時点の状況について調査が行われている。

二つ目は「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」(以下、「日本語指導児童生徒調査」)である。「日本語指導児童生徒調査」は、1991年より開始されたもので、日本の公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校および特別支援学校を対象に調査が行われている^{*1}。調査開始当初、「日本語指導児童生徒調査」は9月1日時点の状況を基準としたが、2012年度よりは5月1日時点の状況を基準にし、2年ごとに調査が実施されている。

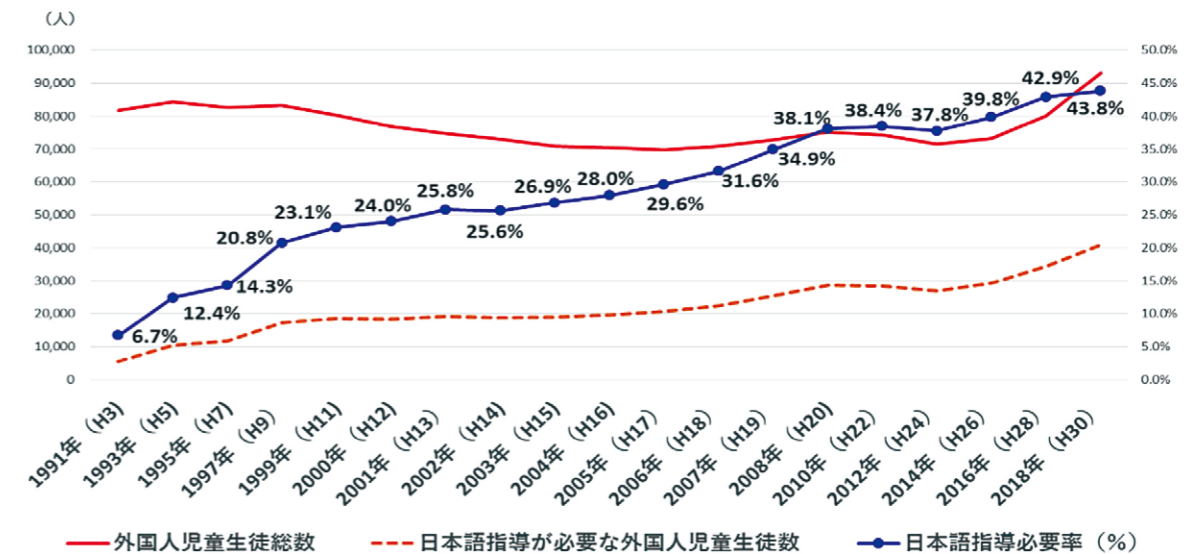
「日本語指導児童生徒調査」の開始は、1989年に改定され、翌1990年に施行された「入国管理及び難民認定法」(以下、「90年入管法」)に強く関連している。日本ではかねてより朝鮮半島などの旧植民地出身者の子どもの教育や学齢期の中国帰国者の教育、そして仕事や留学をする親とともに日本で暮らしている外国籍の子どもの教育課題が存在していた^{*2}。しかし、「90年入管法」における「定住者」という在留資格の創設をきっかけに、日本にルーツのある日系人とその家

族がブラジルやペルーから多く来日した^{*3}。学校現場は日本語の分からない外国籍の子ども増加に直面し、文部科学省も外国人児童生徒の教育問題に注目して、日本語指導を必要とする外国人児童生徒数を調査し始めたほか、義務教育費国庫負担金制度により、外国人児童生徒担当教員を加配する措置を始めた。ただし、その個別・具体的な対応は殆ど自治体に任せてきた(田巻2008:3)。

ルーツが外国であっても、日本国籍を持つ子どもも少なくないため、「日本語指導児童生徒調査」は、「外国につながる子ども(児童生徒)」を念頭に、調査結果を「外国籍」と「日本籍」の2つに分けてまとめている。「日本語指導児童生徒調査」をみると、外国人児童生徒総数および日本語指導が必要な外国人児童生徒人数は調査開始時よりも増加し、日本語指導が必要な外国人児童生徒が外国人児童生徒総数に占める割合も年々高くなっていることがわかる。調査が開始された1991年には、外国人児童生徒総数が81,696人であったが、2018年現在では93,133人までに増加している。そして、1991年の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は5,463人で、外国人児童生徒総数の6.7%を占めていたに対し、2018年現在では40,755人となり、外国人児童生徒総数の43.8%を占めるようになった。27年間で人数は約7.5倍増加したのである(図1)^{*4}。

ここでは、さらに2つのことに注意を払いたい。一つ目は、1991～2008年の間に外国人児童生徒総数が減少した年は半数以上あるものの、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、基本的に右肩上がり増加してきたことである。二つ目は、外国人児童生徒総数は2014年以降に大きく増加していることである。それまでの増減は年間500～3000人程度であったが、2016年では約6,830人、そして2018年では13,014人増となっている。したがって、外国人児童生徒総数の増減に関係なく、教育現場では、外国人児童生徒への日本語指導の必要性が年々増え続けてきた。そして、2014年以降、教育現場は日本語支援の需要の急増に直面しているとみられる。

図1 外国人児童生徒総数および日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



*出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」などに基づいて筆者作成。
*左軸は外国人児童生徒総数および日本語指導が必要な外国人児童生徒数、右軸は日本語指導必要率。

また、教育現場では、対応しなければならない主要言語が変化しているとみられる。1999年に日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語で最も多かったのは41.6%のポルトガル語、次いで30.5%の中国語、10.8%のスペイン語、そして

*1 義務教育学校とは、小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。中等教育学校とは、中高一貫教育を6年間一体的に行う学校。
*2 中国帰国者とは、終戦時や戦後の混乱期のなかで、中国東北地方(旧満州)に取り残され、1972年の日中国交正常化の後に中国から日本に帰国した「残留孤児」と「残留婦人」およびその家族、親族の総称である(小林2005:140)。
*3 「定住者」は、法務大臣が「特別な理由を考慮し一定の在留資格を指定して住居を認める者」が取得できる在留資格で、日系人3世や中国残留邦人、そして一定範囲のインドシナなど第三国定住難民がその対象となる。しかしながら、「定住者」は、日系人を念頭に創設された在留資格と指摘されている(藤井2007:50;吉川・鄭2018:28-30)。「定住者」の在留資格で来日した外国人は、在留期間中に自由に仕事をする事ができる。そして、家族を呼び寄せて、家族とともに日本で暮らしていく可能である。
*4 データは田巻(2014:49)および以下2つの資料より。文部科学省「外国人児童生徒の現状と取り組み 参考資料14」2011年2月13日 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryo/05070501/s014.htm (2020年4月19日アクセス) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について (令和2年1月10日一部訂正) https://www.mext.go.jp/content/20200110_mxt-kyousei01-1421569_00001_02.pdf (2020年4月19日アクセス)

4.6%のフィリピン語である^{※5}。2018年現在では、ポルトガル語は依然として最も比率が高いが、25.5%と割合が低くなっている。2番目中国も23.8%と割合が低くなり、3番目となったフィリピン語は逆に19.4%と割合が高くなっている。そして、4番目となったスペイン語の割合が9.3%とやや減少している。

さらに、上記4言語の全体に占める割合は、1999年の87.5%から78.0%と低くなっている一方、「その他」の割合が著しく高くなっている。1999年では「その他」が12.5%であったが、2018年現在では21.9%と増加している。「その他」の著しい増加は、教育現場において、対応しなければならない言語が多様化している可能性があると考えられる。

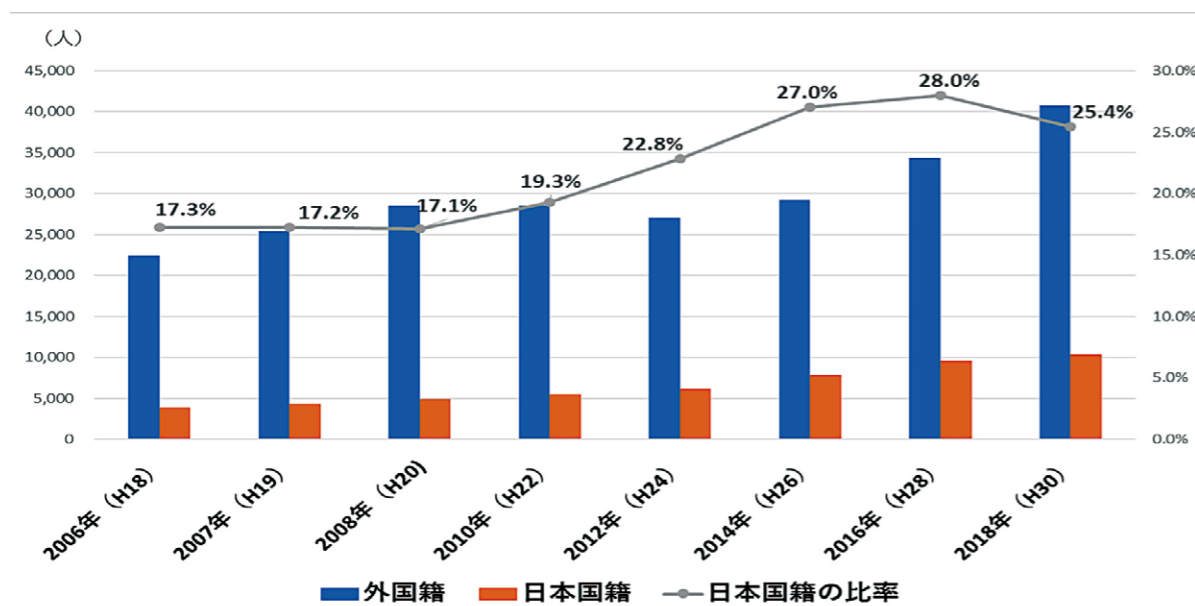
2 日本語指導が必要な日本国籍児童生徒

「日本語指導児童生徒調査」からは、日本国籍でありながら、日本語指導が必要な児童生徒も増加していることがわかる(図2)。2006年には3,868人であったが、2018年には10,371人と約2.7倍増加した。そして、日本語指導が必要な日本国籍児童生徒は、2006年に日本語指導が必要な児童生徒総数の17.3%を占めていたが、2018年には総数の25.4%まで占めるようになった。

日本国籍でありながら、日本語指導が必要な児童生徒が存在する理由は、大きく4つあると考えられる。1つ目は、親の仕事などの都合で海外へ一時的に移住した日本人の子どもが海外暮らしのなか、十分な日本語学習機会を得られなかったために発生する。2つ目は、学齢期の中国帰国者で、親と来日するまで日本語を学習する機会が少なかった(またはなかった)ために発生する。3つ目は、日本人と外国人との国際結婚で生まれた子どもまたは片方の親の連れ子で、日本国籍を持ちながらも、家庭または住む地域の環境の関係で十分な日本語学習機会を得られなかったために発生する。4つ目は、帰化申請をした外国人は、その子どもも親と一緒に日本国籍となるが、その日本語学習がまだ不十分である場合に発生する。

「日本語指導児童生徒調査」によれば、2018年度の日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の言語が最も多いのは、32.6%(3,384人)のフィリピン語である。次いで中国語20.7%(2,149人)、日本語11.6%(1,201人)、英語11.3%(1,173人)、ポルトガル語5.6%(581人)、スペイン語4.5%(471人)、韓国・朝鮮語2.3%(237人)、ベトナム語1.9%(193人)、「その他」9.5%(982人)である。児童生徒の言語からは、日本語指導が必要な日本国籍児童生徒のなか、学齢期の中国帰国者、国際結婚の家庭や日本に帰化した外国人家庭の子どもがかなり多いと考えられる。

図2 日本語指導が必要な外国籍および日本国籍の児童生徒人数の推移



※出典:2016年度(H28)および2018年度(H30)の文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」に基づいて筆者作成。
※左軸は外国籍児童生徒総数および日本語指導が必要な外国籍児童生徒数、右軸は日本語指導必要率。

※5 データは田巻(2014:49)より。

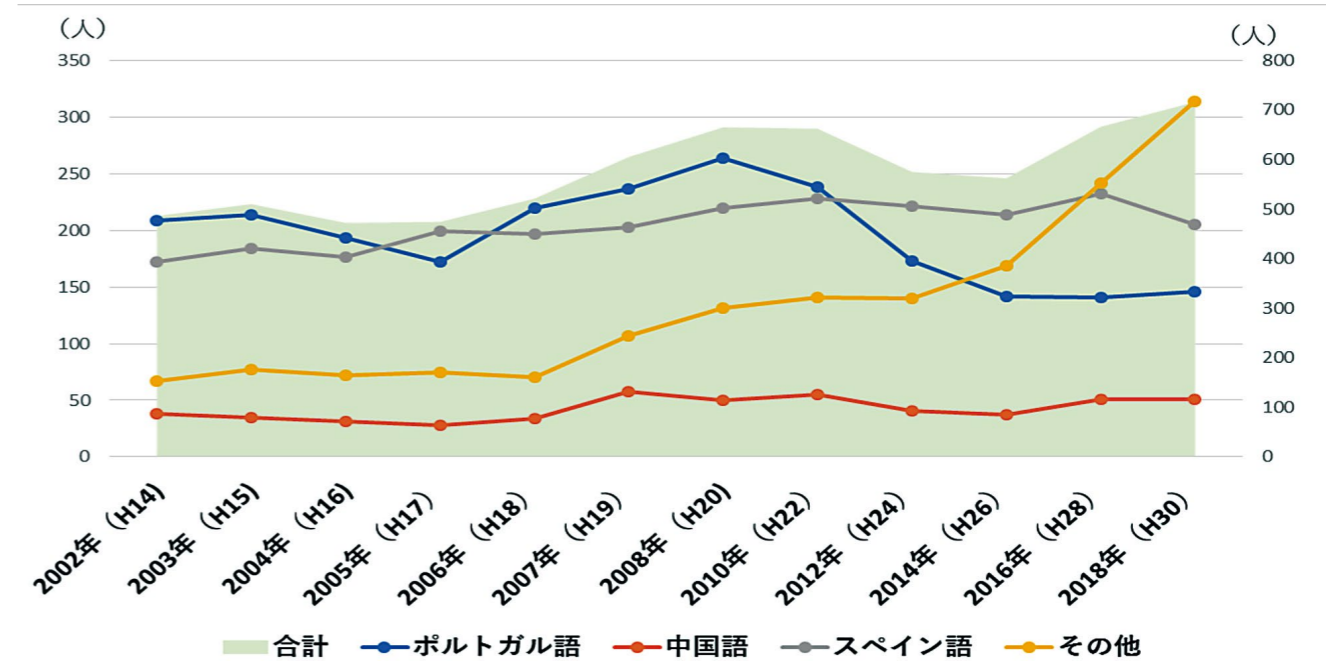
3 栃木県における日本語支援が必要な児童生徒の特徴

「日本語指導児童生徒調査」によれば、2018年度の栃木県内における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は716人であり、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は127人である。2つを合わせて、県内には843人の児童生徒が日本語支援を必要としている。そして、言語別でみると、2つを合わせて、日本語支援を必要とする児童生徒の言語が最も多いのは25.6%(216人)のスペイン語であり、次いでフィリピン語が20.6%(174人)、ポルトガル語が18.3%(154人)、中国語が8.5%(72人)、英語が4.0%(34人)、ベトナム語が2.4%(20人)、日本語が2.3%(19人)、韓国・朝鮮語が0.6%(5人)、「その他」が17.7%(149人)である。スペイン語、フィリピン語、ポルトガル語に集中している一方、「その他」の言語の割合も高いのが特徴である。

図3は2002年以降の栃木県における日本語支援が必要な外国人児童生徒の推移であるが、3つの特徴がみられる。1つ目は、2010年以降、日本語支援が必要な外国人児童生徒数が一度著しく減少したが、2014年以降また急速に増加したことである(積み上げ面)。2つ目は、ポルトガル語を母語とする日本語指導が必要な外国人児童生徒は2002年と比較してかなり減少し、特に2008年~2014年の間での減少が非常に目立っている。3つ目は、「その他」が2014年以降に急速に増加していることである。

3つの特徴からみえてくるのは、日本語支援が必要な外国人児童生徒の著しい減少は、ポルトガル語を母語とする外国人児童生徒の急減に強く関連していること、そして、近年の日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数の増加は主に「その他」の言語を母語とする外国人児童生徒の増加に強く関連していることである。

図3 栃木県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別の推移



※出典:文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」に基づいて筆者作成。
※左軸はポルトガル語、中国語、スペイン語、「その他」の人数(折れ線)。右軸は合計人数(積み上げ面)。

III 栃木県における外国につながる生徒の進学率の推移と傾向

1 「栃木県外国人生徒進路状況調査」の概要

栃木県内の外国人生徒の卒業後の進路状況を包括的に把握するため、2011年3月、第1回「栃木県外国人生徒進路状況調査」が行われた。文部科学省の「日本語指導児童生徒調査」と同様に、「栃木県外国人生徒進路状況調査」も日本国籍・外国籍を問わず、「外国につながる子ども(児童生徒)」を念頭に置いてある。そのため、調査対象は、栃木県のすべての公立中学校に在籍する各年度の中学校第3年在籍生徒のうち、①外国籍生徒および、②日本国籍で「日本語指導が必要な生徒」として把握されている生徒としている。調査方法は、全数調査を目指すため、栃木県内の全ての市町教育委員会に協力をもとめた。調査票を各市町教育委員会に郵送し、教育委員会から管轄の中学校へ配布してもらい、さらに教育委員

会が回収して大学まで郵送する形をとった*6。

報告書がすでに出されている9回の調査について、返答がない中学校もあるが、各年に7～8割強の中学校から調査結果を得ることができている。また、毎回の調査では、110～150名の生徒に関する回答を得ることができ、9回で合計1,168人の生徒の進路を把握している*7。

2 調査対象生徒の属性

9回の調査で合計1,168人の生徒進路先を把握し、うち男性572人、女性585人、不明は11人である。母語について、最も多いのは23.2%(271人)の日本語で、次いでスペイン語が21.2%(248人)、ポルトガル語が17.7%(207人)、フィリピン語が10.1%(118人)、中国語が9.2%(107人)、そして「その他」が18.6%(217人)である*8。日本語、スペイン語、ポルトガル語の3つの言語を母語とする生徒は、全体の6割強を占めている。

国籍について、最も多いのは25.3%(296人)のブラジルで、次いでペルーが24.9%(291人)、フィリピンが13.1%(153人)、中国が10.2%(119人)である。また、日本国籍は3.3%(39人)であり、「その他」は23.1%(270人)である。ブラジルとペルーが合わせただけでも、全体の半数を超えているので、南米系生徒の多さが確認される。そして、上位4つの国籍(ブラジル、ペルー、フィリピン、中国)を合わせた人数は、全体の7割強を占めている。調査対象生徒が特定の国籍に集中している傾向がある。

一方、調査対象生徒の国籍の多様化もかなり進んでいるとみられる。国籍が「その他」である調査対象生徒は、アジアや欧米、アフリカなど、少なくとも26ヶ国や地域以上から来ていることが確認できている*9。二重国籍を持つ生徒も少なくなく、日本国籍と外国籍の2つの国籍を持つ生徒もいれば、2つの外国籍を持つ生徒もいる*10。そして、外国籍でありながらも、日本語を母語とする生徒が多い。日本国籍を持つ生徒は合計39人に対し、日本語を母語とする生徒は合計271人もいる。母語別および国籍別を合わせた分析はすべての調査報告で記載されていないが、確認できた記載をみると、ブラジルとペルー出身の生徒は日本語を母語とする人数が目立っている。

国籍が外国でありながら母語が日本語である生徒の多くは、日本生まれ、または幼少期から来日し日本で成長しているとみられる。調査対象生徒のうち、日本国籍を持つ生徒は合計39人であるに対し、来日年齢別をみると、日本生まれを意味する0歳が445人で全体の38.1%を占めている。また、1～5歳が117人で、全体の10.0%を占めている*11。言い換えれば、4割強の外国籍の生徒は、日本に定住し、日本で成長したため、国籍が外国でありながら、母国のことを全く知らない、あるいはあまり知らないと考えられる。こうした日本生まれ・日本育ちの外国につながる生徒は、近年、著しく増加している(図4)。

また、図5は、各年の調査対象生徒の国籍別推移であるが、ブラジル人生徒とペルー人生徒、そして「その他」の生徒人数が多く、人数的変動も非常に大きいことが分かる。そのなか、各年の日本語支援が必要な調査対象生徒は全体の1割～3割を占め、年度によって割合が大きく変わる場合もある*12。教育現場では、多様化している国籍の生徒に対応しなければならぬ一方で、外国人生徒が特定の国籍に集中しているとは言え、各年度の国籍別の生徒人数および日本語支援の必要性が大きく変動しているとみられる。

3 調査対象生徒の進学率

1,168人の調査対象生徒のうち、1,008人が進学を希望し、進学希望率は9回平均で86.3%である。年度別で見ると、進学希望率は81.1%～93.3%で推移している*13。そして、67.5%～71.5%の調査対象生徒は、公立高校への進学を希

*6 教育委員会によるファックスか電話での結果連絡の場合もある。
 *7 2011年が141人、2012年が128人、2013年が123人、2014年が119人、2015年が116人、2016年が123人、2017年が143人、2018年が124人、2019年が151人である。
 *8 その他は二重母語も含む。
 *9 韓国、朝鮮、台湾、モンゴル、タイ、ネパール、ベトナム、インドネシア、バングラデシュ、ラオス、パキスタン、イラン、アフガニスタン、ポリビア、コロンビア、アルゼンチン、エストリア、グアテマラ、アメリカ、ロシア、ルーマニア、パラグアイ、マダガスカル、ニュージーランド、ベネズエラ、モザビークなど。
 *10 「日本とイラン」「日本とブラジル」「日本とタイ」「日本とポリビア」「日本とフィリピン」「日本とスペイン」「日本とナイジェリア」「日本と韓国」「日本とアメリカ」「ブラジルとイタリア」「ブラジルとフィリピン」など。
 *11 ほか、6～9歳が8.6%(100人)、10～12歳が12.0%(140人)、13歳以上が14.9%(174人)、不明が16.4%(192人)である。
 *12 2011年が29.8%、2012年が21.1%、2013年が29.3%、2014年が29.4%、2015年が31.0%、2016年が30.1%、2017年が28.7%、2018年が30.6%、2019年が17.9%である。
 *13 2011年が83.7%、2012年が90.6%、2013年が83.7%、2014年が93.3%、2015年が85.3%、2016年が87.8%、2017年が81.1%、2018年が85.5%、2019年が86.8%である。

図4 調査対象生徒の来日年齢の推移

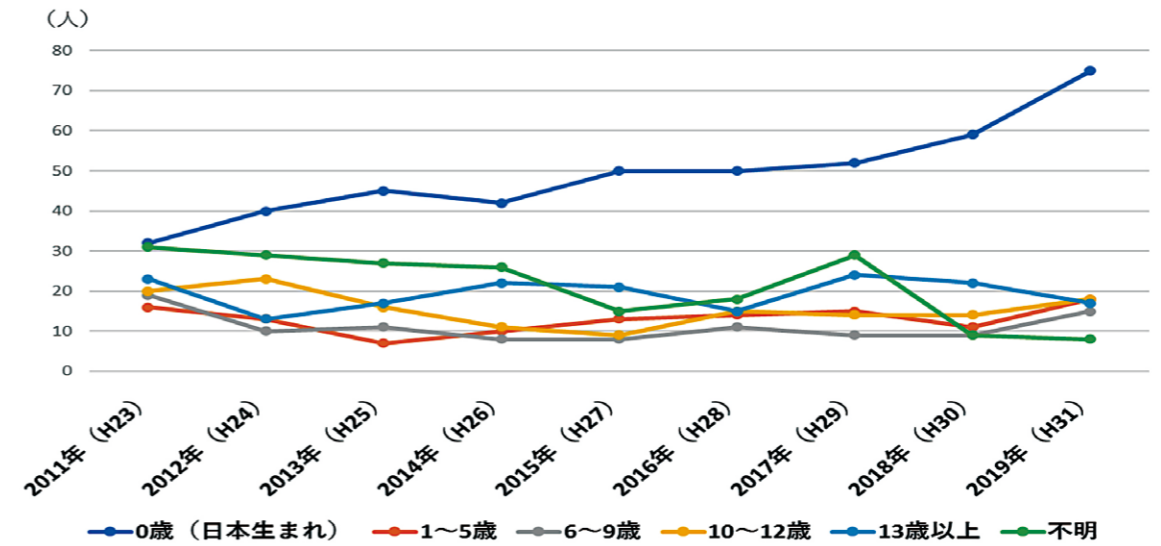
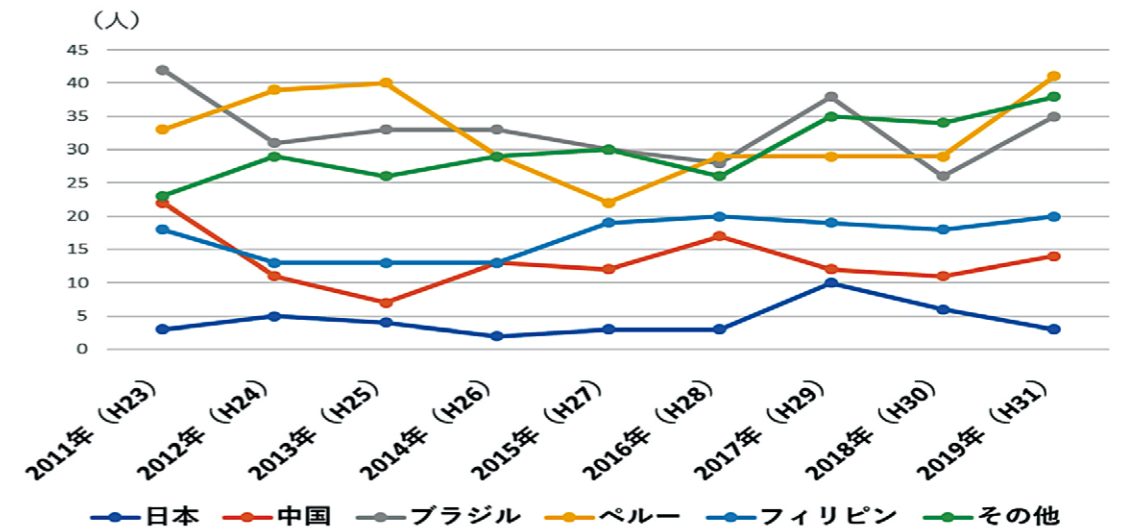


図5 調査対象生徒の国籍別の推移



望している*14。

一方、調査対象生徒の実際の高校進学率は77.3%～89.7%の間で推移している(9回平均85.0%)*15。専修(専門)学校や産業技術学校、そして外国人学校への進学も加えると、調査対象生徒の全体進学率は78.0%～93.1%の間で推移している(9回平均87.8%)*16。また、公立全日制、公立定時制、公立フレックス制*17、公立通信制、そして「国立」を合わせた公立高校への進学率は、58.2%～68.5%で推移している*18。

調査対象生徒の高校進学率は、50%前後とも60%前後とも言われている外国人生徒の進学率よりも高い数値となっている。そして、「外国人集中都市会議」の2012年調査結果の78.9%とほぼ同じかそれ以上の高い結果となっている。ま

*14 2011年と2012年について不明であるが、2013年が71.5%、2014年が68.9%、2015年が69.8%、2016年が67.5%、2017年が67.8%、2018年が67.7%、2019年が66.9%である。
 *15 2011年が77.3%、2012年が84.4%、2013年が78.9%、2014年が88.2%、2015年が89.7%、2016年が84.6%、2017年が85.3%、2018年が87.9%、2019年が89.4%である。高校進学率は、文部科学省の「学校基本調査」の「高等学校等進学者」の定義に基づき算出する。「学校基本調査」では、「高等学校等進学者」を「高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校へ進んだ者である。また進学しかつ就職した者を含む」と定義づけしている。このデータは、公立および私立の全日制・定時制・通信制・公立フレックス制高校および特別支援学校への進学者の合計人数を含む。
 *16 2011年が78.0%、2012年が88.3%、2013年が81.3%、2014年が91.6%、2015年が93.1%、2016年が88.6%、2017年が88.1%、2018年が90.3%、2019年が92.1%である。
 *17 公立フレックス制とは、定時制課程の「フレックス特別選抜」の意味をする。2005年(H17)より県内1校で実施されている。学力検査は行わず、志願理由書(自己PR書)、調査書などの書類、面接および作文の結果を総合的に判断して選抜する方法である。2016年の第6回調査報告以降に公立フレックス制の人数が表示されているので、それ以前では、公立定時制に含まれている可能性がある。
 *18 2011年が58.2%、2012年が61.7%、2013年が61.8%、2014年が62.2%、2015年が68.1%、2016年が65.0%、2017年が68.5%、2018年が66.9%、2019年が67.5%である。

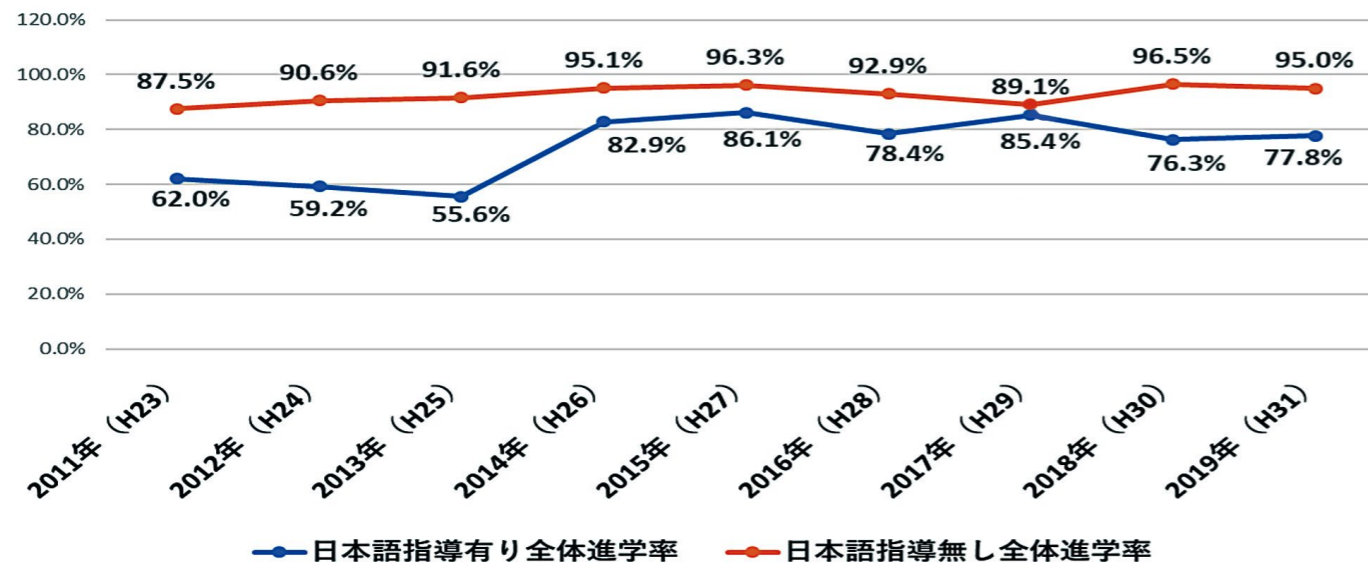
た、実際の公立学校への進学率は、調査対象生徒の公立学校への進学希望率に接近している。

しかしながら、ここでは、2つのことについて注意を払いたい。1つ目は、9回平均8割強という調査対象生徒の高校および全体進学率は、日本人生徒に比べればはるかに低いという事実である。文部科学省が毎年行う「学校基本調査」によれば、2010年以降、日本全体の高校進学率は一貫して98%以上であり、専修学校等および公共職業の応力開発施設等を含むと、2016年以降の進学率は99%以上となっている。今日の日本社会において、若者のキャリアの形成は高校進学が主流となっており、専修学校も含む学校教育での学びが必要不可欠となっている。8割強の調査対象生徒の高校および全体進学率は、生徒たちのキャリア形成に向けての進路保障がまだ改善する余地があることを意味する。

2つ目は、日本語指導の必要性の有無によって、調査対象生徒の進学率に大きな違いがあることである。調査対象生徒1,168人のうち、27.3% (319人) が日本語指導を受けていた。図6からは、日本語指導の必要がない調査対象生徒の全体進学率は87.5%~96.5%で推移していることが分かる。一方、日本語指導の必要がある調査対象生徒の全体進学率は55.6%~86.1%で推移している。両者の各年度の差異は、2017年以外、大きな差異が見られる*19。言語の課題で進学できない調査対象生徒がまだ多く、その進路保障の課題が多いと考えられる。

4 進学先の特徴

図6 調査対象生徒の日本語指導有無別の全体進学率推移



調査対象生徒の進学先について、9回の合計結果は以下である。最も多いのは、49.6% (579人) の公立全日制、次いで私立全日制が19.3% (225人)、公立定時制が11.8% (138人)、公立フレックス制と専修(専門)学校が各2.1% (25人)、公立通信制と私立通信制が各0.7% (8人)、産業技術学校が0.5% (6人)、国立と公立学校が各0.3% (3人と4人)、外国人学校が0.2% (2人)、私立学校と私立定時制と特別支援学校が各0.1% (1人) である。

公立学校および私立学校とは、回答調査票に全日制・定時制・通信制の区別に記載がなかったものである。公立学校および私立学校に進学した調査対象生徒がすべて全日制入学であると仮定し、公立・私立全日制および国立の人数を合わせると、全日制に進学する調査対象生徒は812人 (69.5%) である。そして、「学校基本調査」の「高等学校等進学者」の定義に基づいて計算すれば、高等学校に進学した調査対象生徒は993 (85.0%) 人である。

したがって、高等学校進学した調査対象生徒のうち、全日制に入学した生徒の比率は81.8%となる。一方、「学校基本調査」をみると、2010年以降の日本全国の全日制で学ぶ生徒は、各高等学校で学ぶ生徒合計人数の96.5%以上となっている。高等学校に進学した調査対象生徒における全日制入学率が全国より14%以上低くなっていることになる。

そして、日本語指導の有無をみると、高等学校に進学した調査対象生徒の全日制入学率がさらに大きな差異がある。

*19 2011年が25.5%、2012年が31.4%、2013年が36.0%、2014年が12.2%、2015年が10.1%、2016年が14.6%、2017年が3.7%、2018年が20.2%、2019年が17.3%である。

日本語指導を受けていない高等学校進学生徒の全日制進学率は89.0%であるに対し、日本語指導を受けていた高等学校進学生徒の全日制進学率は55.6%である*20。日本語指導を受けていた調査対象生徒の全日制への入学の厳しさが浮かび上がる。

また、日本語指導を受けていた調査対象生徒の公立全日制への進学の割合は26.0%で、日本語指導を受けていない生徒の59.1%よりも極めて低い。そのかわり、日本語指導を受けていた生徒の公立定時制進学の割合が24.8%で、日本語指導を受けていない生徒の7.1%よりも著しく高い。さらに、日本語指導を受けていた生徒の進路が未定である割合が14.0%で、日本語指導を受けていない生徒の2.5%よりも著しく高い(図7)。日本語指導を受けていた調査対象生徒は、日本語指導を受けていない生徒と比較して、高校進学が難しく、その進路の不安定さも高かったと考えられる。

なお、9回の調査うち、7回の報告書は国籍別の進路先についてまとめられてある。国籍別における進学先の割合はそれぞれ異なるのは言うまでもないが、特徴として以下の4つを挙げることができる。

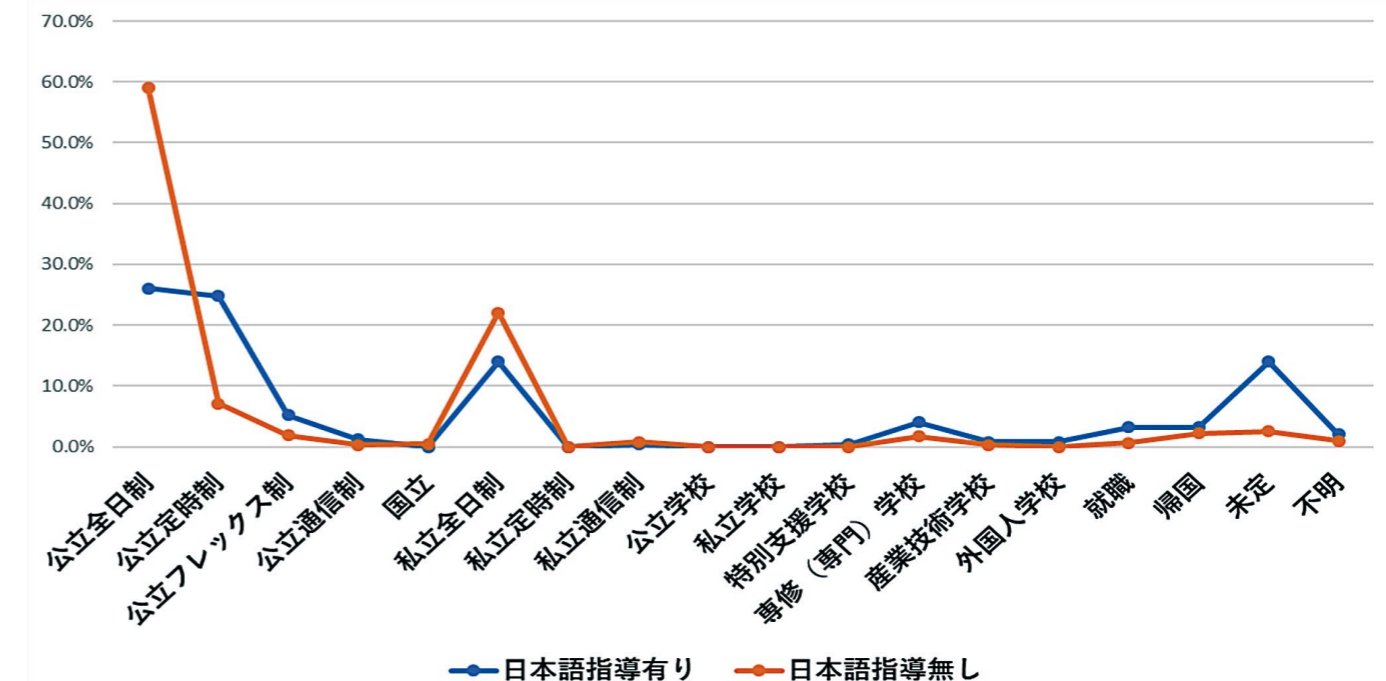
1つ目は、ブラジル人生徒の公立全日制への進学がほかの国籍の生徒と比較して、かなり高いことである。日本人生徒が45.2%、中国人生徒が53.5%、フィリピン人生徒が47.5%、ペルー人生徒が45.7%であるに対し、ブラジル人生徒が61.4%である。

2つ目は、中国人生徒の定時制高校への進学が、ほかの国籍の生徒と比較して、非常に少ないことである。日本人生徒が12.9%、ブラジル人生徒が12.6%、フィリピン生徒が21.3%、ペルー人生徒が13.7%であるに対し、中国人生徒は僅か1.2%である。

3つ目は、フィリピン人生徒の私立全日制高校への進学がほかの国籍の生徒と比較して、著しく少ないことである。日本人生徒が12.9%、中国人生徒が26.7%、ブラジル生徒が13.9%、ペルー人生徒が26.9%であるに対し、フィリピン人生徒が6.6%である。

4つ目は、国籍が日本である調査対象生徒のその公立および私立全日制への進学率は、ほかの国籍より比率が特別に高くなっているわけではないことである。中国人生徒が80.2%、ブラジル人生徒が75.3%、フィリピン人生徒が54.1%、ペルー人生徒が72.6%であるのに対し、日本国籍生徒は58.1%である。国籍が日本でありながら、中学校卒業の進路が「帰国」である調査対象生徒さえある(2人)。

図7 調査対象生徒の日本語指導の有無別進学結果



*20 第3回~第9回調査結果の合計。

*20 1回と2回の調査報告では、日本語指導の有無と進学先の整理データが記載されていないために、この割合は、第3回~第9回的人数で計算されているものである。

IV 特別枠と特別措置による進学

「学校教育法」の第一条に認められている正規の中学校(通称「一条校」)を卒業する外国につながる生徒は、日本の高校受験(検)資格を持つ。また、「一条校」と認められていない外国人学校の中等部を卒業する生徒は、日本の高校受験(検)資格を持たないが、中学校卒業程度認定試験を合格するか、または高等学校長の認可があれば、高校を受験(検)することが可能になる^{※21}。

公立高校入試の実施および内容に関する権限は各都道府県が持っているため、外国につながる生徒を対象にする特別な受検制度も各都道府県によって異なっている。その特別受検制度は、大きく特別枠と特別措置の2つに分けることができる。特別枠とは、特定の高校で一般の生徒とは別に定員が設けられたもので、受検科目が軽減されたり、面接が中心とする受検内容で行われたりすることが多い。特別措置とは、一般入試の定員内で、受検科目の軽減や受検時間の延長、試験内容の漢字のルビ振りなどが行われている。元々、海外帰国子女や中国帰国生徒(者)への対応として整備された入試制度であったが、各都道府県の判断でニューカマーの生徒にも拡大適用されるようになった。

1 栃木県特別措置の概況

栃木県では、特別枠はなく、特別措置が実施されている。栃木県の入試細則に「海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置」がその志願資格が記載されている^{※22}。2009年までは、「海外帰国子女等による受検に関する特別措置」と位置づけられたが、2010年度から「外国人」の名称を使うようになった。2020年(令和2年)度の「栃木県立高等学校入学者選抜実施細則」をみると、志願資格は、海外帰国者については、「外国における在学期間が原則として2年以上で、帰国後2年以内の者とする」。そして、外国人等については、「入国後3年以内の場合、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる」となっている。

特別措置は「A海外特別選抜」(以下、「A選抜」と「B海外特別措置」(以下、「B措置」)の2つがある。「A選抜」は、学力検査ではなく、面接のみで行われるが、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文が課されることがあり、外国での学習や経験も配慮される。「B措置」は、一般入試の5教科に対して、3教科(国語、数学、英語)の検査に加えて作文及び面接が行われる。学力検査の問題および検査時間は、一般選抜における学力検査と同じものであるが、外国での学習や経験をも考慮される。「A選抜」の合格内定者は一般選抜(「B措置」を含む)には出願できないが、「A選抜」の不合格者は、「B措置」を志願することができる^{※23}。

2 調査対象生徒の特別措置利用状況

外国につながる生徒の特別措置の利用状況について不明な部分が多い。なぜならば、栃木県では、「A選抜」について、受検人員・合格内定人員が海外帰国生徒と外国人生徒を合わせた人数で公開されているため、外国につながる生徒の利用人数を特定することができない。「A選抜」を受検する際の申請書では、「ア 現地校(卒業・在学)」「イ 外国人等」「ウ 在外教育施設(日本人学校)(卒業・在学)」の志願者区分があるものの、栃木県教育委員会では志願者区分別の統計をとっていない。また、「B措置」については、一般入試と同じ判定会議であるため、その受検人員・合格内定人員が特別に統計されていない。

9回の「栃木県外国人生徒進路状況調査」の調査対象生徒の特別措置の利用状況は表1の通りである。外国につながる生徒が特別措置に志願できるのは、「入国後3年以内」としているため、「来日年齢が13歳以上」である生徒には特別措置資格があることが理解される。それを基準にすると、1,168人のうち、特別措置資格がある生徒は177人であるが、実際、特別措置を利用した生徒は75人である^{※24}。特別措置の資格がある生徒の制度の利用率は、9回平均42.4%で、最

も高いのは、2014年の59.1%で、もっとも低いのは2018年の18.2%である^{※25}。

また、「A選抜」について、9回合計受検人数が67人、合計合格者が38人で、平均合格率は56.7%である。「B措置」について、9回合計受検人数が31人、合計合格者が16人で、平均合格率が51.6%である。検査教科数が軽減されているとは言え、一般選抜と同様な学力検査がある「B措置」よりも、基本的に面接が中心である「A選抜」のほうの利用が多く、「A選抜」の合格率も「B措置」よりやや高くなっている。

そして、ここで以下の2点についても注目したい。1つ目は、「A選抜」で不合格となり、「B措置」を受検した生徒(「A選抜・B措置」両方受検者)がかなり多いことである。「A選抜」の不合格者の79.3%(23人)が「B措置」を受け、うち56.5%(13人)が「B措置」に合格している。「A選抜」の不合格者は、ある程度「B措置」制度の存在によって、県立高校への進路が開かれているとみえる。2つ目は、特別措置を利用して進学した生徒の76.0%(57人)が日本語指導を受けていたことである。特別措置という制度的存在は日本語指導が必要な生徒の進路保障にとって、一定以上の意味を持つと言える。

表1 調査対象生徒の特別措置利用状況(単位:人)

	特別措置 資格有り者数	特別措置 利用者数	「A選抜」 受検者数	「A選抜」 合格者数	「B選抜」 受検者数	「B選抜」 合格者数	日本語指導 有り者数
2011年	23	12	12	9	3(3)	0(0)	8
2012年	13	7	7	7	0(0)	0(0)	6
2013年	17	9	9	5	2(2)	2(2)	7
2014年	22	13	10	4	7(4)	4(3)	11
2015年	22	7	7	1	6(6)	3(3)	6
2016年	17	7	5	2	5(3)	1(1)	4
2017年	24	11	10	5	5(4)	4(3)	8
2018年	22	4	4	2	1(1)	1(1)	3
2019年	17	5	3	3	2(0)	1(0)	4
合計	177	75	67	38	31(23)	16(13)	57

※「B措置」受検者数の()内の人数は、「A選抜」に不合格し、「B措置」をも受検した生徒(「A選抜・B措置」両方受検者)の人数である。

※「B措置」合格者数の()内の人数は、「A選抜・B措置」両方受検者の合格人数である。

3 柔軟性のあるその他の受検制度

外国につながる生徒のみを対象にしている制度ではないが、栃木県には「特色選抜」および「フレックス特別選抜」という受検内容に柔軟性を持つ制度がある。「特色選抜」は、2014年、従来の推薦入試に代わった制度である。受検者は、自ら「特色選抜志願理由書」を入学願書などとともに提出し、これまでの推薦入試で必要とした中学校の推薦書は不要である。受検は、個人面接や集団面接(または両方)で行われるが、高等学校長の判断により、作文、小論文および学校独自検査が各学校・学科(系・科)の特色に応じて行う場合もある。

「フレックス特別選抜」は、すでに述べた定時制課程を対象とする公立フレックス制で、学力検査ではなく、面接および作文で行われる^{※26}。9回の調査報告書のうち数回は、「特色選抜」および「フレックス特別選抜」について記述がある。これらの記述からは、少なくとも11人以上の調査対象生徒が「特色選抜」で公立全日制高校に合格し、29人以上の調査対象生徒が「フレックス特別選抜」で公立フレックス制(定時制課程)に合格していることが分かる。

V 特徴的な事実の整理と課題の提起

以下、日本語指導の必要性の有無の2つに分けて、いくつかの特徴的な事実を整理し直したうえで、若干の考察を加え

※21 中学校卒業程度試験とは、「学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験」である。1967年に開始されて、1999年度より日本国籍のない者も受験を認められるようになった。

※22 栃木県教育委員会HP「令和2(2020)年度 栃木県立高等学校入学者選抜実施細則」http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/h32koukounyuusi/documents/r02_hyoushi-honbun.pdf(2020年5月5日アクセス)

※23 栃木県教育委員会HP「海外帰国者・外国人等の入学者選抜に関する特別の措置による受検を希望する方」(2019年10月31日更新)<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/h32koukounyuusi/r02kaigaitokubetusoti.html>(2020年5月5日アクセス)

※24 「来日年齢が13歳以上」ではないものの、2015年に1人、2016年に2人が特別措置を受けたため、この3人も資格者に数える。この3人について、来日してから中学卒業するまでに何度か帰国していると考えられる。

※25 2011年が52.2%、2012年が53.8%、2013年が52.9%、2014年が59.1%、2015年が31.8%、2016年が41.2%、2017年が45.8%、2018年が18.2%、2019年が29.4%である。

※26 栃木県教育委員会HP「平成32(2020)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項」<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/h32koukounyuusi/documents/h32kenritukoukouyoukou.pdf> (2020年5月5日アクセス)

て、外国につながる生徒の進路についての課題を提起する。

第一に、日本語指導の必要性のない児童生徒の進路課題である。調査対象生徒の4割近くは日本生まれで、1割が1～5歳で来日している。そして、調査対象生徒の国籍の5割強はブラジルおよびペルーである一方、母語の6割強は日本語、スペイン語、ポルトガル語である。スペイン語はペルーの主要言語であり、ポルトガル語はブラジルの主要言語である。したがって、調査対象生徒は、国籍が外国であっても、日本生まれ、または幼少の時に来日し、日本育ちの場合が多く、その国籍が南米のブラジルとペルーに集中しているとみられる。

ブラジル人とペルー人は主に日系人で、「90年入管法」における「定住者」という在留資格の創設をきっかけに来日している。「定住者」の在留資格で来日した日系人は在留期間中に自由に仕事をすることができ、家族の同伴も可能である。日系人は、日本で長く暮らしているなか、在留期限がなく、在留資格の更新が必要のない「永住者」に変え、日本国籍を取得(帰化)する人も少なくない。

日本で定住するブラジル人とペルー人の子どもも日本で生まれ、または日本の教育を受けて育っていることが多い。実際、調査対象生徒が日本語指導を受けているのは27.3%であり、日本生まれ、または日本育ちである外国人児童生徒は、日本語支援の必要性が少ないと考えられる。しかし、日本語支援の必要性がなくても、その学びおよび進路保障について必ずしも安定的ではないことが多い。主な理由として、経済的な問題、情報の不足、そして教科学習の言語能力がある。

日系人は、非正規雇用の多さや収入の不安定さを背景に、より高い賃金を求めて仕事を変えることが多く、景気の変動などで仕事を失うことも少なくない。その子どもも両親の仕事や暮らしの変動で住居を移動することが多く、進学のための経済的能力も限られているケースが多い。生活の不安定さから、定住か帰国かとはっきり決めていない家庭が多く、子どもは将来的な進路についてはっきりとしたビジョンを描けず、進学先が日本か母国かという選択肢に揺れる日系人生徒および保護者も少なくない(イシガワ2005:82-85、田巻2008:5-7、矢部2008:35)。

また、日系人のなかでは子どもが日本語に不自由でなくても、保護者のほうが日本語能力に不十分なケースが多く、子どもの学習をサポートすることが困難であるうえ、その進学に関する情報を十分にキャッチできないことが多い。そして、子どもが日本語での日常会話ができて、漢字に対して苦手意識を持ち、教科学習の言語能力が不足するケースも多い(太田2005:66-68、宮島2014:27-59)。そのため、日本語支援を受けていなくても、高校入試に不安を感じる外国人生徒が少なくない。一方、長期的に日本に定住しているために、多くの日系人の子どもは「来日3年以内」という特別措置を受けることもできない。調査対象生徒のうち、ブラジル人生徒の2人の進学先が外国人学校となっているのは、学びおよび進路の不安定さと選択肢の揺れに関連している可能性がある。

こうした課題は日系人だけではなく、その他の外国につながる生徒にも多くみられる(好井2017)。1,168人の調査対象生徒の平均公立高校進学希望率は68.6%で、実際の公立高校への進学が64.5%である。公立高校の進学率は、公立高校への進学希望率と非常に接近しているが、注目しなければならないのは、公立高校に進学した調査対象生徒753人のうち、21.6%(163人)が公立定時制に進学している(公立フレックス制も含む)ことである。

また、高校に進学した調査対象生徒のうちの16.4%が公立定時制に進学しているのである。文部科学省「学校基本調査」によれば、2011年～2019年の日本全国の高校進学者の平均定時制高校進学率は3.0%である。したがって、調査対象生徒の定時制高校への進学率は、日本全国平均よりも5倍以上も高くなっている。経済的能力などを考慮し、公立高校にこだわる結果、定時制への選択をせざるを得ない生徒も存在していると考えられる。

第二に、日本語指導の必要性のある児童生徒の進路課題である。全般的に日本語指導を受けていた調査対象生徒の進学が日本語指導を受けていない生徒よりも難しい傾向が強くなり、進路が未定である生徒も比較的が多い。日本語能力への不十分さが調査対象生徒の進路を強く影響しているとみられ、日本語指導の強化は日本語能力が不十分である生徒の進路確保にとってとても重要である。しかしながら、改めて提起しなければならないのは、教育現場では近年、日本語支援の需要の急増に直面し、外国につながる児童生徒の母語も国籍も多様化していることである。

国籍が「その他」である270人の調査対象生徒は、少なくとも26ヶ国や地域から来ている。また、各年度の日本語支援が必要な調査対象生徒の割合は、毎年変化し続け、支援が必要とする生徒の使用言語も年度ごとに大きく変わることが多い。外国人児童生徒の個別・具体的な対応は殆ど自治体任せという状態のなか、教育現場では、限られた予算と資源のなかで、日本語支援が必要な生徒の言語に対応できる人材の確保や調整は難しいことが想像できる。そのため、教育現

場では、教員の熱意、そして市民ボランティアや学生ボランティアなどの善意に頼ることが多い。

日本語支援が必要な児童生徒が保護者の仕事や家庭の理由で、突然学校に転入することがあれば、突然転出することもある。こうした突然の転入や転出は、日本人児童生徒の間でもよく発生するが、外国につながる児童生徒を支援する人材の確保で四苦八苦する教育現場の担当者が、日本人児童生徒の対応よりも外国人児童生徒への対応に負担を感じる人が多いと想像できる。そして、熱意をかけて対応する教員の努力が結実する前に、生徒はいなくなり、また新しく入って来るという「虚しい」気持ちも生まれやすい(高橋2006:257)。現場の教員が、外国人児童生徒への対応に対し、「熱意からの孤軍奮闘」か「戸惑いからの放置」のどちらの状況に落ちやすくなる(宮島2005:44、田巻2014:65)。

したがって、日本語指導が日本語能力の不十分な生徒にとって、非常に大事であるものの、教員の熱意などによる現場任せの対応には限界がある。また、ボランティアの善意によるサポートも限りがある。教育現場で対応しきれない需要に対して、その他の進路保障サポートが必要である。こうした需要に対して、栃木県では特別措置が設けられている。

しかし、その特別措置は、進路保障の意味において、2つ大きな課題がある。1つ目は、特別措置の利用の少なさにある。「栃木県外国人生徒進路状況調査」から分かるように、調査対象生徒が「来日3年以内」で特別措置を受ける資格があると思われても、特別措置の利用は多くても5割強程度である。特別措置の利用が少ない理由について、情報の確保または理解への不十分さが起因していると考えられるほか、「来日3年以内」という資格制限以外にも、「高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる」という条件に関連しているとも考えられる。調査結果からは、その理由を読み取ることができないので、今後、インタビューなどの質的調査を通して把握していく必要がある。

2つ目は、特別措置の「来日3年以内」との資格制限にある。筆者は、外国人生徒の学習支援活動を通して、小学校高学年から来日した外国につながる生徒が日本語を問題なく話せても、学習用語や漢字、日本文化・歴史・社会への理解が不十分で、高校入試の一般選抜を受けることが極めて難しいことを把握している。ひながらカタカナを問題なく読めても、漢字圏・非漢字圏出身を問わずに、漢字の読みや意味合いに苦労する生徒が多い。また、外国人児童生徒は、母語で教育を行う外国人学校から日本の公立学校に転入するケースも少なくない。「来日3年以内」という資格制限は、こうした生徒の実状に対応していないのは明らかである。

そして、特別措置のほか、栃木県では「特色選抜」および「フレックス特別選抜」という受検内容の柔軟性を持つ制度もある。「フレックス特別選抜」は、外国につながる生徒にとって受けやすいものではあるが、公立定時制高校に限られている。そして、「特色選抜」は「推薦入試」の代わりにの制度で、中学校の推薦書が必要である「推薦入試」よりも、受検者が独自の志願理由をまとめて受検を受ける「特色選抜」は外国につながる生徒にとって、受けやすくなるものと考えられる。

しかしながら、「特色選抜」への受検は、生徒が何か得意とする科目または活動実績が必要であるうえ、生徒は自身の「特色」に自信をもって自己アピールできるかどうかの課題もある。周囲の外国人への排除的な雰囲気を感じ、日本人集団に溶け込もうとする気持ちから、自身の外国ルーツという「特色」を否定したい気持ちを持つ外国人児童生徒は少なくないからである。

総じて、「栃木県外国人生徒進路状況調査」からは、日本語支援が必要かどうかに関係なく、外国につながる生徒の進路保障にはまだ多くの課題が存在していることが確認される。こうした現状のなか、今後、外国につながる生徒の進路保障においてどのような取り組みが必要になるだろうか。

2019年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行された。この法律は、共生社会の実現や諸外国との交流促進ならびに友好関係の維持を目的として、日本内外の日本語教育を強化するものである。そのなか、日本に住む外国人等の幼児・児童・生徒の生活に必要な日本語および教科指導などの充実を図ることもこの法律の一つ大きな要点となっている。

法律のなかで、国が日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有すること、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すること、そして、外国人等を雇用する事業主も国や地方公共団体の施策に協力し、雇用する外国人等およびその家族に対する日本語学習の機会の提供や支援に努める必要があることが明文化されている。

したがって、国はより包括的な施策を策定して実施し、かつ地方自治体に必要な支援を提供する必要がある一方、地方自治体は、国と連携しながら、大学や企業など地域社会にある組織と幅広く協力関係を結び、より柔軟な体制で外国人児童生徒の日本語や教科学習支援を構築する必要がある。大学や企業なども、既成の枠に捉われず、新たな形で協力・支援

の方法を模索する必要がある。

また、今後に向けて、地域ごとの正式な相談窓口の設置、相談員やコーディネーターなどの必要な人材を迎える可能性について検討する必要がある。そして、制度に関しては、生徒の実状を踏まえて、現在の制度の有効性や課題について検証し、制度の改善や強化を図る必要もある。特別枠の設置、「来日3年以内」という特別措置の資格緩和、17以上の都道府県で施行されている高校入試問題におけるルビ振りの拡大などについても検討する要点になると考えられる。

2019年4月に日本の労働力不足を背景に、「特定技能」という新たな在留資格が創設された。「特定技能」は、日本初めての「フロント・ドア」による外国人労働者の受け入れとなる。そして、「特定技能」は、外国人労働者の家族同伴について一部許可する方針であるため、今後の日本はより多くの外国人を迎えることになると予測できる。それにともない、より多様化した多くの外国につながる子どもが日本で暮らし、日本で成長していくと考えられる。国籍が外国であっても、日本で暮らしている以上、外国につながる児童生徒は今後の日本社会を形成していく一員となる可能性が大きい。外国につながる児童生徒の学びおよび進路保障は個人の機会確保を意味することだけではなく、安定性・成長性のある社会を構築することにも重要な意味を持つ。外国につながる児童生徒の学びおよび進路保障は今後の日本社会にとって、「ソト」にあらず、「ウチ」なる重要な課題の一つである。

参考文献

- ・イシカワ エウニセ アケミ(2005)「家族は子どもの教育にどうかかわるか 出稼ぎ型ライフスタイルと親の悩み」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、pp.77-96
- ・太田晴雄(2005)「日本的モノカルチャリズムと学習困難」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、pp.57-75
- ・小林宏美(2005)「『中国帰国者』の子どもたちの生きる世界 文化変容過程と教育」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、pp.139-154
- ・高橋節子(2006)「栃木県における日本語教育の現状：日本語教室担当者へのアンケート・聞き取り調査を通して」『白鷗大学論集』第20巻第2号、白鷗大学、pp.251-286
- ・田巻松雄(2008)「栃木県における外国人児童生徒の教育問題を考えるために」『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』平成19年度宇都宮大学特定重点推進研究グループ、pp.3-15
- ・田巻松雄・坂本文子(2012)「栃木県における外国人生徒の中学校卒業後の進路状況」『宇都宮大学国際学部研究論集』第33号、宇都宮大学国際学部、pp.63-71
- ・田巻松雄(2013)「栃木県における外国人生徒の進路状況2—2回の調査結果のまとめ」『教員必携 外国につながる子どもの教育3』宇都宮大学HANDSプロジェクト(代表:田巻松雄)、pp.56-76
- ・田巻松雄(2014)『地域のグローバル化にどのように向き合うか—外国人児童生徒教育問題を中心に—』下野新聞社
- ・藤井禎介(2007)「日本の外国人労働者受け入れ政策—比較分析のための一試論」『政策科学』立命館大学政策科学会第14第2号、pp.45-53
- ・宮島喬(2005)「学校教育システムにおける受容と排除 教育委員会・学校の対応を通して」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、pp.37-56
- ・宮島喬(2014)『外国人の子どもたちの教育 就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会
- ・矢部昭仁(2008)「外国人生徒の高校進学」『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』平成19年度宇都宮大学特定重点推進研究グループ、pp.34-45
- ・好井社(2017)「外国出身生徒のキャリアパスへの着目—少数在籍校の中学生を主な対象として—」東京大学大学院新領域創生科学研究科2016年度修士論文
- ・吉川薫・鄭安君(2018)「日本における非専門職外国人労働者受け入れの課題—日本で働いている外国人労働者は何を求めているのか—」『白鷗ビジネスレビュー』第27巻第2号、白鷗大学ビジネス開発研究所、pp.23-59

進路指導に関する管理職アンケート結果概要

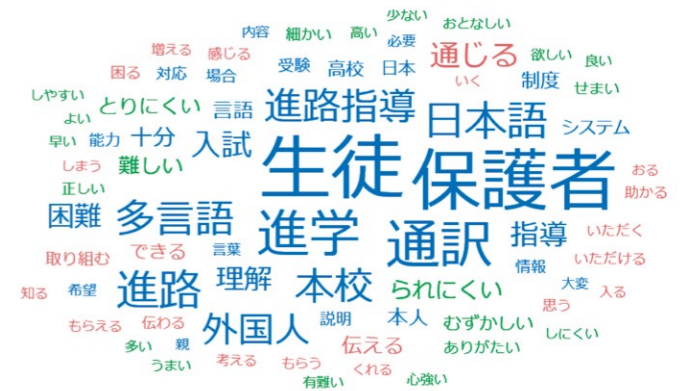
田巻 松雄

外国人生徒の進路状況調査を実施する際、外国人生徒の進路指導に関する管理職アンケートを同時に実施してきた。本節では、過去2年間のアンケート結果から、進路指導に関する2つの質問項目に関する自由記述の概要をまとめる。

1 外国人生徒の進路指導に当たり、日頃感じていること、困っていること、望ましい解決策に対するご意見を教えてください。

全体の傾向を掴むため、テキストマイニングを使用した。テキストマイニングとは、構造化されていないテキストデータから、特徴的な情報を抽出する分析手法である。データから情報を抽出することで、文章中の単語の使用頻度や傾向、相関関係など、さまざまな特徴を分析する際に用いられる。

図はクラウドワードで、スコアが高い単語を複数選び出し、その値に応じた大きさと色で図示されている。単語の色は品詞の種類で異なっており、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞、灰色が感動詞を表している。生徒と同じくらいに保護者は大きく、通訳、進学、日本語、進路指導が目立つ。



単語出現頻度は、文章中に出現する単語の頻出度を数値で表したものである。単語ごとに表示されているスコアの大きさは、与えられた文書の中でその単語がどれだけ特徴的であるかを表わす。通常はその単語の出現回数が多いほどスコアが高くなる。

名詞の単語頻出頻度では、生徒48、日本語41、保護者35、理解34という順となった。スコアでは、生徒106.47、保護者100.38、通訳68.10、進学64.68の順であった。形容詞では、「難しい」が単語頻出頻度、スコアともに突出していた。外国人生徒の進路指導においては、日本語の会話能力が十分でない保護者に情報を提供することや、受験に関する制度を理解してもらうことが難しいという全体的な傾向が感じられる。

保護者への情報提供や保護者に理解してもらうことの困難

- ・高校等への進学にかかわる経済的な事柄(例、入学時に高校へ納める)お金の額や制服、その他公共機関の交通費等)について、保護者の方が正しく理解しているのかが心配であった。
- ・進路についての保護者の考え方を理解することが難しい。
- ・本人と親の考えがかなり違う場合が多い。親の諸手続きが難しい(書類づくり、振り込み等)
- ・保護者が日本語をよくできない方がいる。文化の違い等もあり、進学に向けた意識の差を感じることもある。
- ・十分に日本語を習得していないことや文化の違いなどにより、困難を感じることもある。
- ・本人だけでなく、保護者に対する日本での進路の選び方を十分にご理解いただく必要性をととも感じています。保護者向けの説明会や勉強会へのお力添えをお願い致します。
- ・やはり言葉が通じない点(進路面での注意点、手続きのやりとり等)。市教委主催の日本語教室の実施で助かっている。
- ・保護者と言葉(日本語)が繋がらない
- ・家族(母)の日本語能力が不十分なため、説明に時間がかかり、日本語のわかる家族(姉)を介して行った。高校の説明、日本の進路の状況、体制について、母語で書かれた説明書があるとよい。
- ・今後、ますます外国人生徒が増え、それに伴って進路指導、進学先指導が困難になると感じている。県の教育委員会等でも、対策チームなどを設け、各学校(現場)に適切なアドバイスを頂けるような仕組みが欲しいところです。
- ・文化・考え方が保護者と通じないことがある。
- ・本人に日本語は通じるが、保護者には通じないことが多い。
- ・進路選択において本人及び保護者が十分理解できない場合があることが課題です。日本での滞在期間が短い(例え